



# 消費生活出前講座

学校や職場が主催する研修会や講習会に講師を派遣します。

悪質商法の手口を知りたい



消費生活センターへの相談は  
どんなトラブルが多いのかな？

そもそも、契約ってなんだろう？



消費者を守る制度には  
どのようなものがあるのかな？

おもいやり消費(エシカル消費)って  
何をすればいいの？



「自ら考え行動する」自立した消費者を目指しませんか？

愛媛県消費生活センターでは、消費生活に関する出前講座を対面  
またはオンライン(Web)で行っています。

お気軽にお問い合わせください。

お申し込みは、別紙の「消費生活出前講座申込書」を希望日の1か月前  
までに下記へ提出してください。(メール、FAX、郵送可)

【お申し込み・お問い合わせ先】

愛媛県消費生活センター

〒791-8014 愛媛県松山市山越町 450 番地  
(愛媛県男女共同参画センター内)

TEL : 089-926-2603 FAX : 089-946-5539

e-mail : seikatu-center@pref.ehime.lg.jp



連絡・提出先：愛媛県消費生活センター 消費者啓発係  
 住所：松山市山越町 450 番地  
 TEL：089-926-2603 FAX：089-946-5539  
 e-mail：seikatu-center@pref.ehime.lg.jp



## 消費生活出前講座申込書

令和 年 月 日

開催希望日時	第1希望	月 日 ( )		時 分 ~	時 分
	第2希望	月 日 ( )		時 分 ~	時 分
開催方法  オンライン (zoom または Microsoft teams) 対応の可否 →	対 面	会 場 名			
		住 所	〒		
		電 話 番 号			
	オンライン	招待メール 送付アドレス	[ ]		
団 体 等 名 称					
代 表 者 氏 名					
住 所		〒			
会 合 等 の 名 称					
参 加 予 定 者 の 年 代 及 び 人 数					
希 望 講 座 内 容					
連 絡 先	担 当 者 名		電 話 番 号		
	Eメール		F A X		
【センター記入欄】					

### 【注意事項】

- 1 開催希望日は、原則としてセンターの開館日とし、1か月前までにお申し込みください。  
(メールでお申し込みの場合は、件名を「出前講座申込」としてください。)
- 2 都合により、日程等の調整をさせていただく場合があります。
- 3 出前講座の時間は、概ね1~2時間程度となり調整可能です。(要相談)
- 4 出前講座の決定通知や連絡の際に必要となりますので、連絡先は必ずご記入ください。

※申込者の個人情報は、出前講座に関すること以外に使用することはありません。  
 ※今後の出前講座の内容の参考とするため、講座終了後に簡単なアンケートを実施させていただきます場合があります。お手数ですが、ご協力をお願いします。